

四 半 期 報 告 書

(第60期 第2四半期)

自 平成23年 7 月 1 日

至 平成23年 9 月30日

株式会社タチエス

(E02210)

第60期第2四半期（自平成23年7月1日 至平成23年9月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社タチエス

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部【企業情報】	2
第1【企業の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営上の重要な契約等】	3
3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3【提出会社の状況】	7
1【株式等の状況】	7
2【役員の状況】	9
第4【経理の状況】	10
1【四半期連結財務諸表】	11
2【その他】	19
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	20
四半期レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月14日
【四半期会計期間】	第60期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
【会社名】	株式会社タチエス
【英訳名】	TACHI-S CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田 口 裕 史
【本店の所在の場所】	東京都昭島市松原町三丁目3番7号
【電話番号】	(042)546-8117
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 野 上 義 之
【最寄りの連絡場所】	東京都昭島市松原町三丁目3番7号
【電話番号】	(042)546-8117
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 野 上 義 之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第59期 第 2 四半期 連結累計期間	第60期 第 2 四半期 連結累計期間	第59期
会計期間	自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日	自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日	自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
売上高 (百万円)	112,370	87,028	218,805
経常利益 (百万円)	7,837	2,917	13,563
四半期(当期)純利益 (百万円)	4,778	1,692	8,729
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,626	1,038	8,212
純資産額 (百万円)	50,424	54,390	54,142
総資産額 (百万円)	102,447	100,847	100,109
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	147.80	51.53	268.05
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	45.6	49.6	50.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,217	△2,367	15,594
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△149	△1,264	△3,031
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,031	△706	101
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	21,908	21,962	27,214

回次	第59期 第 2 四半期 連結会計期間	第60期 第 2 四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年 9 月30日	自 平成23年 7 月 1 日 至 平成23年 9 月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	73.11	34.00

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第59期第 2 四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年 6 月30日)を適用し、遡及処理しております。
- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第 2 四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における経済環境は、国内では東日本大震災の影響から経済活動は徐々に回復しつつあるものの、一方で急速に円高が進行するなど先行き不透明な状況で推移しました。

また、海外では、欧州での財政不安の深刻化や米国経済の停滞など、依然として景気下振れリスクを抱えておりますが、中国やインドでは景気は拡大し、その他新興国においても回復基調にあったことから、全体としては緩やかな回復に向かいました。

当社グループの関連する自動車業界におきましては、震災後のサプライチェーンの順調な立て直しにより自動車生産は正常な状況となりましたが、円高の長期化による輸出への影響も懸念されるなど、依然として予断を許さない状況が続いております。

このような経営環境のもと、当第2四半期連結累計期間における業績は、東日本大震災による自動車メーカー各社の減産影響を大きく受け、売上高は870億2千8百万円と前年同四半期に比べ253億4千2百万円（22.6%）の減収となりました。その結果、営業利益は17億7千7百万円（前年同四半期比73.2%減）、経常利益は29億1千7百万円（前年同四半期比62.8%減）、四半期純利益は16億9千2百万円（前年同四半期比64.6%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①日 本

第1四半期において得意先自動車メーカー各社の減産影響を大きく受け、売上高は432億3千3百万円（前年同四半期比28.7%減）、営業損失4億7千7百万円（前年同四半期は営業利益33億4千2百万円）となりました。

②米 国

第1四半期において得意先自動車メーカーの減産影響を大きく受け、売上高は150億7百万円（前年同四半期比31.0%減）、営業利益は5億2千8百万円（前年同四半期比63.3%減）となりました。

③カナダ

第1四半期において得意先自動車メーカーの減産影響を大きく受け、売上高は43億1千3百万円（前年同四半期比41.6%減）、営業利益は1億9百万円（前年同四半期比56.1%減）となりました。

④メキシコ

売上高は117億3千2百万円（前年同四半期比3.9%減）となりましたが、新規車種の生産立ち上げ費用負担などにより、営業利益は1億8千1百万円（前年同四半期比72.4%減）となりました。

⑤フランス

自動車座席部品の販売増加により、売上高は9億6千2百万円（前年同四半期比171.6%増）、営業利益は5千2百万円（前年同四半期は営業損失2千7百万円）となりました。

⑥中 国

引続き旺盛な自動車需要を背景に得意先からの自動車座席受注も堅調に推移したことから、売上高は117億7千9百万円（前年同四半期比17.6%増）、営業利益は14億2千6百万円（前年同四半期比40.7%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は、1,008億4千7百万円と前連結会計年度末に比べ7億3千8百万円増加しております。これは主に、現金及び預金が52億5千2百万円減少したものの、受取手形及び売掛金が46億5千4百万円、設備投資等により有形固定資産が10億4千2百万円それぞれ増加したことによるものであります。

負債合計は、支払手形及び買掛金が増加したこと等により前連結会計年度末に比べ4億9千万円増加し464億5千7百万円となりました。

純資産合計は、543億9千万円と前連結会計年度末に比べ2億4千7百万円増加しました。これは主に、為替変動の影響等により為替換算調整勘定が11億8千万円減少したものの、四半期純利益の計上等により株主資本が13億5千2百万円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、219億6千2百万円と前連結会計年度末に比べ52億5千2百万円減少しました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は、23億6千7百万円であり、前年同四半期と比べ85億8千5百万円の増加となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益が前年同四半期と比べ46億1千8百万円減少したことに加え、売上債権の増減額が5千1百万円の資金増加から53億5千6百万円の資金減少に転じたことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、12億6千4百万円であり、前年同四半期と比べ11億1千5百万円増加しました。これは主に、子会社株式の取得による支出が6億3千7百万円、有形固定資産の取得による支出が2億1千万円増加したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、7億6百万円であり、前年同四半期と比べ17億3千8百万円増加しました。これは主に、自己株式の売却による収入が前年同四半期と比べ17億5千5百万円減少したことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念及び企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。また、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

もとより、当社は、当社株式等について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定すべきでないと考えておりますが、大規模買付行為の中には、係る行為の目的が当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害する恐れのあるもの、当社の株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、当社の取締役会や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的内容の概要

当社は、創業以来、自動車シートの特長を活かして、多くの自動車メーカーよりお取引いただいております。このビジネスの特長を活かして、今日まで事業を維持発展させてまいりました。国内における自動車メーカーと自動車シートメーカーとの取引関係は特定されているのが一般的であり、当社は極めてユニークな存在であります。今後とも、このビジネスの強みを安定的に維持、発展していくためには、特定の企業グループにくみすることなく、当社の独自性に基づく自主自立の企業環境を継続していくことが前提となります。

当社が関連する国内の自動車業界におきましては、市場も一段と成熟化が進み、今後生産量の大幅な増加は期待できない環境下にあるため、堅固な企業体質構築に向けた新たな取組みを実施しております。

具体的には、長期ビジョンとして『Challenge 15』を策定し、「事業体質の変革」「意識・行動の変革」「存在感のある会社への変革」にチャレンジしていくこととし、「業界No.1品質の確保」と競争力ある技術開発力・モノづくり力・調達力を背景とした「収益向上」の2つを目標に掲げ、この目標達成に向けた活動を確実かつスピーディーに実行し、事業体質の転換を図り業績の向上に努めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容の概要

当社は、平成21年6月26日に開催された第57回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件」（以下「本プラン」といいます。）をご承認いただいております。本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様において、買収提案等に応じるか否かについての適切な判断を行うために必要かつ十分な情報及び時間並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを可能とするものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定すると共に、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

本プランの対象となる大規模買付行為は、以下の1)又は2)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為となります。

- 1) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- 2) 当社が発行者である株式等について公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

なお、本プランにおける対抗措置の具体的な内容としては、新株予約権の無償割当てを行うことを予定しております。

④取組みに対する当社取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、以下の理由から本プランが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において示された三原則である「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性確保の原則」の全てを充足しています。

- 2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為がなされようとする際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断され、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報を提供すると共に、妥当な期間を確保し、株主の皆様のために当社取締役会が買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

- 3) 株主の皆様の意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が大規模買付ルールに従うことなく大規模買付行為を行う場合に特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合及び特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置発動の是非につき、株主総会において株主の皆様意思を直接確認するものです。

また、本プラン導入後、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。このように、本プランの導入、変更及び廃止に関して、株主の皆様意思が十分反映される仕組みを確保しています。

- 4) 独立性の高い特別委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び当社社外監査役を含む社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。また、当社は、必要に応じ特別委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

- 5) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができます。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期が現在1年のため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

(http://www.tachi-s.co.jp/uploads/pdfs/newsrelease_1/newsr_200905a.pdf)

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は17億7百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	140,000,000
計	140,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	35,022,846	35,022,846	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	35,022,846	35,022,846	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年9月30日	—	35,022	—	8,145	—	7,697

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ジョンソンコントロールズ株式会社	東京都渋谷区笹塚1丁目50番1号 笹塚NAビル	1,800,000	5.13
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,572,300	4.49
日野自動車株式会社	東京都日野市日野台3丁目1番地1	1,521,000	4.34
株式会社齊藤	東京都昭島市拝島町4丁目17番3号	1,514,500	4.32
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,308,400	3.74
タチエス取引先持株会	東京都青梅市末広町1丁目7番8号	1,078,250	3.08
齊藤 静	東京都武蔵野市	1,046,067	2.99
河西工業株式会社	神奈川県高座郡寒川町宮山3316	905,800	2.59
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	763,800	2.18
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	750,000	2.14
計	—	12,260,117	35.00

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1,547,200株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 1,274,500株

2 上記のほか、自己株式が2,182,457株あります。

3 シュローダー証券投信投資顧問株式会社より、大量保有報告書の変更報告書の提出があり(報告義務発生日 平成18年12月31日)、次のとおり株式を保有している旨報告を受けておりますが、当第2四半期会計期間末現在における実質保有株式数の確認ができないため、大株主の状況に含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
シュローダー証券 投信投資顧問株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目11番地1号	1,097,340	3.13

4 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより、大量保有報告書の提出があり(報告義務発生日 平成22年5月10日)、次のとおり株式を保有している旨報告を受けておりますが、当第2四半期会計期間末現在における実質保有株式数の確認ができないため、大株主の状況に含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	1,570,200	4.48
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	163,700	0.47
三菱UFJアセット・マネジ メント(UK)(Mitsubishi UFJ Asset Management(UK) Ltd.)	12-15 Finsbury Circus, London, EC2M 7BT, United Kingdom	73,100	0.21
合計	—	1,807,000	5.16

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,182,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,798,400	327,984	—
単元未満株式	普通株式 42,046	—	—
発行済株式総数	35,022,846	—	—
総株主の議決権	—	327,984	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式 57株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社タチエス	東京都昭島市 松原町三丁目3番7号	2,182,400	—	2,182,400	6.23
計	—	2,182,400	—	2,182,400	6.23

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31 日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成23年 9 月30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	27,115	21,862
受取手形及び売掛金	24,898	29,552
有価証券	287	216
商品及び製品	1,776	1,661
仕掛品	372	423
原材料及び貯蔵品	4,695	4,290
その他	3,165	3,037
流動資産合計	62,311	61,045
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	8,384	8,018
機械装置及び運搬具（純額）	5,361	5,170
その他（純額）	6,546	8,144
有形固定資産合計	20,291	21,334
無形固定資産	474	353
投資その他の資産		
投資有価証券	14,306	15,061
その他	2,734	3,063
貸倒引当金	△9	△9
投資その他の資産合計	17,032	18,114
固定資産合計	37,798	39,802
資産合計	100,109	100,847

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31 日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成23年 9 月30 日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	27,973	28,417
短期借入金	541	451
未払法人税等	1,681	569
その他	7,169	8,738
流動負債合計	37,365	38,176
固定負債		
長期借入金	3,249	3,153
退職給付引当金	2,008	1,998
役員退職慰労引当金	18	8
負ののれん	1	—
その他	3,324	3,120
固定負債合計	8,601	8,280
負債合計	45,967	46,457
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,145	8,145
資本剰余金	7,836	7,836
利益剰余金	39,760	41,113
自己株式	△1,960	△1,960
株主資本合計	53,782	55,135
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,272	1,014
為替換算調整勘定	△4,923	△6,103
その他の包括利益累計額合計	△3,650	△5,088
少数株主持分	4,010	4,343
純資産合計	54,142	54,390
負債純資産合計	100,109	100,847

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
売上高	112,370	87,028
売上原価	100,108	80,459
売上総利益	12,261	6,568
販売費及び一般管理費		
従業員給料及び手当	1,165	1,152
発送運賃	1,185	865
その他	3,280	2,773
販売費及び一般管理費合計	5,630	4,791
営業利益	6,630	1,777
営業外収益		
受取利息	72	70
受取配当金	52	63
負ののれん償却額	1	1
持分法による投資利益	1,322	1,337
雑収入	57	89
営業外収益合計	1,505	1,562
営業外費用		
支払利息	145	76
為替差損	151	343
雑支出	2	3
営業外費用合計	299	423
経常利益	7,837	2,917
特別利益		
固定資産売却益	30	27
貸倒引当金戻入額	3	—
特別利益合計	33	27
特別損失		
固定資産処分損	116	37
投資有価証券評価損	180	—
子会社清算損	4	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	44	—
特別損失合計	346	37
税金等調整前四半期純利益	7,525	2,906
法人税、住民税及び事業税	1,700	678
法人税等調整額	131	△235
法人税等合計	1,832	442
少数株主損益調整前四半期純利益	5,692	2,463
少数株主利益	914	771
四半期純利益	4,778	1,692

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	5,692	2,463
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△171	△257
為替換算調整勘定	△1,694	△1,200
持分法適用会社に対する持分相当額	△200	33
その他の包括利益合計	△2,066	△1,425
四半期包括利益	3,626	1,038
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,759	253
少数株主に係る四半期包括利益	866	784

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	7,525	2,906
減価償却費	1,583	1,395
負ののれん償却額	△1	△1
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△3	—
受取利息及び受取配当金	△124	△134
支払利息	145	76
持分法による投資損益 (△は益)	△1,322	△1,337
固定資産処分損益 (△は益)	86	10
売上債権の増減額 (△は増加)	51	△5,304
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△960	363
仕入債務の増減額 (△は減少)	△697	930
その他	1,351	△292
小計	7,633	△1,387
利息及び配当金の受取額	335	425
利息の支払額	△118	△54
法人税等の支払額	△1,632	△1,351
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,217	△2,367
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の純増減額 (△は増加)	△0	62
有形固定資産の取得による支出	△504	△715
有形固定資産の売却による収入	437	80
投資有価証券の取得による支出	△14	△14
子会社株式の取得による支出	—	△637
子会社出資金の取得による支出	△150	△131
その他	84	92
投資活動によるキャッシュ・フロー	△149	△1,264
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△65	△41
長期借入金の返済による支出	△88	△79
自己株式の売却による収入	1,755	—
自己株式の取得による支出	△1	△0
少数株主への配当金の支払額	△215	△193
配当金の支払額	△155	△197
その他	△196	△194
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,031	△706
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,032	△913
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	6,068	△5,252
現金及び現金同等物の期首残高	14,610	27,214
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,229	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 21,908	※ 21,962

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(持分法適用の範囲の重要な変更) 関連会社であるタックル シーディング Thailand Co.,Ltd.は、重要性が増したため、第1四半期連結会計期間より持分法適用の範囲に含めております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
保証債務 関係会社等の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。 フジ オートテック 111百万円 U. S. A. LLC [1,335千US\$] 従業員 0百万円 計 111百万円 関係会社のリース契約に対する債務保証は次のとおりであります。 フジ オートテック 72百万円 U. S. A. LLC [868千US\$] 計 72百万円	—

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 21,810百万円 有価証券 226百万円 計 22,036百万円 取得日から償還日までが3ヶ月を超える短期投資等 △128百万円 現金及び現金同等物 21,908百万円	※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 21,862百万円 有価証券 216百万円 計 22,079百万円 取得日から償還日までが3ヶ月を超える短期投資等 △117百万円 現金及び現金同等物 21,962百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	155	5	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	197	6	平成22年9月30日	平成22年12月1日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	197	6	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年10月28日 取締役会	普通株式	197	6	平成23年9月30日	平成23年12月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント							調整額 (注) 1	四半期連結損益計算書計上額(注) 2
	日本	米国	カナダ	メキシコ	フランス	中国	計		
売上高									
外部顧客への売上高	60,652	21,745	7,389	12,212	354	10,015	112,370	—	112,370
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,422	416	—	578	—	2,030	5,447	△5,447	—
計	63,075	22,162	7,389	12,790	354	12,046	117,818	△5,447	112,370
セグメント利益又は損失(△)	3,342	1,440	249	657	△27	1,014	6,676	△45	6,630

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント							調整額 (注) 1	四半期連結損益計算書計上額(注) 2
	日本	米国	カナダ	メキシコ	フランス	中国	計		
売上高									
外部顧客への売上高	43,233	15,007	4,313	11,732	962	11,779	87,028	—	87,028
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,022	214	0	374	1	2,214	4,828	△4,828	—
計	45,256	15,222	4,313	12,107	963	13,994	91,856	△4,828	87,028
セグメント利益又は損失(△)	△477	528	109	181	52	1,426	1,820	△43	1,777

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	147円80銭	51円53銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	4, 778	1, 692
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	4, 778	1, 692
普通株式の期中平均株式数(千株)	32, 329	32, 840

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成23年10月28日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

① 配当金の総額 197百万円

② 1 株当たりの金額 6円00銭

③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成23年12月 1 日

(注) 平成23年 9 月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払を行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月11日

株式会社タチエス

取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 達 也
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 友 田 和 彦
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タチエスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タチエス及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。